

2020/9/1

副業・兼業等複数事業労働者に関する労災保険法が
改正・施行されました 令和2年9月1日から施行

- 複数事業労働者の「労災保険」給付の取り扱い扱いが変更になりました。
- 「労災保険法」が改正され、令和2年9月1日から施行されています。
- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も令和2年9月に改訂されました。

😊令和2年9月1日から労災事故にあったとき、複数の事業所に勤務している場合、すべての事業所の賃金額を基に計算されることとなります。併せて労災申請様式も変更されましたので下記のダウンロードファイルをご利用いただけます。

次に 参考ファイル を示します。

- ◎[複数事業労働者への労災保険給付関係の解説](#)
- ◎[労災保険給付関係請求書等ダウンロード集](#)
- ◎[副業・兼業の促進に関する改定ガイドライン](#)



アクセス **XTO** 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番
すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面
特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F **03-3939-5222**

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =